

## 広島県告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十六年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

- 昭和五十九年八月十八日農林水産省告示第六百五十二号（一に係るものに限る。）
- 昭和五十九年八月十八日農林水産省告示第六百五十二号（二に係るものに限る。）
- 昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五百六十六号（一に係るものに限る。）
- 昭和六十一年十二月十九日農林水産省告示第二千二十六号（一に係るものに限る。）
- 昭和六十二年八月十日農林水産省告示第千百十二号
- 昭和六十三年九月十七日農林水産省告示第千四百八十二号（一に係るものに限る。）
- 平成三年十二月十二日農林水産省告示第千四百三十七号

### 二 変更に係る指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

変更しない。

#### 2 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）